

## 令和6年度福岡県「薬と健康の週間」実施要領

### 1 目的

「薬と健康の週間」は、医薬品や薬剤師等の専門家の役割に関する正しい知識を広く県民に普及啓発することにより、県民の保健衛生の維持向上に寄与することを目的とする。

### 2 実施期間

令和6年10月17日（木）～23日（水）

### 3 実施機関

福岡県、福岡県薬業団体連合会

### 4 実施事項

#### (1) 総論

上記1の目的を達成するため、関係機関との緊密な連携のもと、啓発活動を実施する。

#### (2) 福岡県保健医療介護部薬務課及び福岡県薬業団体連合会における実施事項

##### ア 「くすりと健康フェア2024」の開催

薬剤師・薬局の基本的な役割及びかかりつけ薬剤師・薬局を持つことによる利点等について県民の理解が深まるよう分かりやすく紹介するとともに、医薬品に関する正しい知識が広く県民に浸透するよう積極的に普及啓発を行う。

日 時：10月19日（土） 12：00～16：00

場 所：ソラリアプラザ イベントスペース ゼファ

（福岡市中央区天神2丁目2-43 ソラリアプラザ1F）

内 容：ブースイベント（体成分分析体験、お薬相談、血管年齢測定、栄養相談、介護相談等のブース設置）

##### イ 多様な媒体を活用した情報発信

「薬と健康の週間」を周知するとともに、薬剤師の職能及び医薬品の正しい使い方等について、テレビや新聞などのマス媒体や、インターネットを活用した動画やSNSなどにより積極的に普及啓発を行う。

##### ウ 薬事功労者の表彰

本県において薬事関係業務に従事し、保健衛生の向上に特に顕著な功績のあった者及び薬業関係団体を表彰する。

(3) 保健福祉(環境)事務所及び薬局等における実施事項

ア 健康フェア等における啓発

健康フェア等において薬の正しい使い方に関する啓発パネルの展示及び薬の相談コーナーの設置等により医薬品についての正しい知識を普及啓発する。

イ セミナー等の開催

市町村及び薬剤師会等の協力を得て、セミナー等を開催することにより、医薬品は、使用期間、用法、用量及び保管方法等を守り、使用上の注意を十分に理解して、正しく使用しなければならないことを普及啓発する。

(4) 各団体独自の実施事項

上記1を目的とした普及啓発事業を関係団体独自で行う。

(5) 各種広報紙及びマスコミ等の活用による啓発

県及び市町村の広報誌活用並びに報道機関への資料提供等により、本事業趣旨の普及徹底を図る。